



神奈川の風



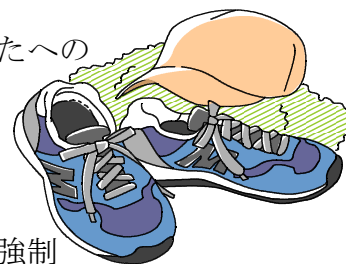
平成29年2月7日号

校長 吉江 明洋

< 部活動の活動日について >

近年、ブラック部活動などと保護者や教職員から部活動のありかたへの批判が高まっていることが報道されています。

十分な休養日もなく生徒が肉体的にも精神的にも疲弊したり、保護者からは休日もなく習い事や家庭の時間が持てないとの指摘が多くあったり、一方で教員からは職務には含まれていないなかで半強制的に顧問にさせられ休日もないなど、それぞれの立場での課題が示されています。



現在、文部科学省がかかげる部活動の位置づけは、「教育課程外ではあるが、学校の重要な教育活動の一環であり、生徒と顧問教諭の自主的・自発的な参加により行われる活動であること」となっています。ですから、学校の活動方針にそって活動したいと思う生徒のみが入部するものです。また、教育課程外であるということは、教員の本務には含まれず、強制される業務ではないということになっています。

そのような、生徒・教員ともに任意の活動ではありますが生徒や保護者の要望も多く、本校の先生方は生徒を育てる上で重要であるという認識を持って、たとえその種目経験がなくとも14ある部活動を存続させるため、全員が顧問として部活動にかかわり勤務時間外や休日を返上して活動をささえています。十分な保障や条件整備もないままに、大きな責任を負いながら教員の思いで支えられているのが、残念ながら日本の部活動の現状でもあります。

そんな先生方が萎縮したり、後ろ向きにならずに活動していくためには、保護者の皆様も教員の立場や部活動の現状を理解していただき、顧問への精神的な支えも含めてのサポートをしていただくことが大きな力となります。

以上のことを踏まえて次年度からは、本校として次の様な活動規定を確認して全ての部活動が活動してまいりますので、各ご家庭でのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

< 神奈川中学校部活動 活動規定 >

本校の部活動の活動日については、生徒や顧問が疲弊せずにバランスのとれた学校生活を送るため、また、学習や休養及び家庭生活の充実をはかるため、文部科学省・横浜市教委の部活動指針等の趣旨をふまえて、次のように規定する。

- ①週に平日1日（朝練を含む）と土日のどちらかを休養日とする。
- ②大会参加などで土日に活動が続くような場合は、他の曜日で配慮する。
- ③休日の校内練習は、半日を単位とする。（大会・練習試合等は該当せず）

H29年4月より

【参考資料】

◎文部科学省 H25 年 5 月「運動部活動での指導のガイドライン」より

次の項目等を考慮し、計画的に指導を行っていくこと

- ・ 厳しい指導とは、休養日なく練習したり、長時間練習したりすることとは異なるものです。
- ・ 1 年間を試合期、充実期、休息期等に分け、プログラムを計画的に立てること。
- ・ 参加する大会や練習試合等を精選すること。
- ・ より効率的、効果的な練習方法を検討、導入すること。
- ・ 1 週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること。
- ・ 1 日の練習時間を適切に設定すること。

◎学習指導要領 総則解説 第 4 の 2(13)より

- ・ 生徒が参加しやすいよう実施形態などを適切に工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

◎文部省 H9 年「運動部活動に関する報告書」より

- ・ 中学校は週に 2 日以上、高校は 1 日以上、の休養日を。
- ・ 長期休業中は、まとまった休養日を。
- ・ 平日は 2 ～ 3 時間まで。土日は 3 ～ 4 時間まで。

◎横浜市教委 H27 年「横浜の部活動<指針>」より

- ・ 活動日(休養日)、活動時間の適切な設定。
- ・ 生徒が調和のとれた学校生活ができるよう、部活ノーデー等を適切に設定した活動に配慮する。
- ・ 各学校においても、教職員のワーク・ライフ・バランスを考慮した活動の在り方に配慮する。
- ・ 部活運営の諸問題への支援、顧問の処遇の検討。

ご意見等がありましたら校長までお寄せ下さい